

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	○公印を改刻しその使用を開始する件	四九四	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	四九五
	○新たな土地改良事業を行うことを認可した件	四九四	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四九六
	○公金の収納の事務を委託した件の一部を改正する件	四九四	福島県選挙管理委員会	
	○公金の収納の事務を委託した件	四九四	○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	四九七
	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件	四九五	福島海区漁業調整委員会	
公告	○平成二十二年度身体障がい者を対象とする件	四九七	○小型定置漁業の保護区域について指示する件	四九七

告 示

福島県告示第五百五十六号

公印を次のように改刻し、平成二十二年八月二十七日その使用を開始する。
平成二十二年八月二十七日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

24の2

福島県現金取扱員印



福島県石川土木事務所
の福島県現金取扱員

(文書法務課)

福島県告示第五百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津宮川土地改良区が吉田地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基盤整備・農業用排水施設)に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成二十二年八月五日認可した。
平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第五百五十八号

公金の収納の事務を委託した件(平成二十二年福島県告示第二百八十九号)の一部を次のように改正する。
平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

二の表中「田島町森林組合」を「田島森林組合」に、「同 郡南会津町田島字行司七六」を「同 郡南会津町田島字後原甲三五八六番地一」に改める。
(林業振興課)

福島県告示第五百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。
平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 委託した事務の範囲及び内容

- 1 福島県営住宅家賃等(県北地区)の収納事務
 - 2 福島県営住宅家賃等(県中地区)の収納事務
 - 3 福島県営住宅家賃等(会津地区)の収納事務
 - 4 福島県営住宅家賃等(いわき地区)の収納事務
- 二 受託者の名称及び所在地
- 1 名称 特定非営利活動法人循環型社会推進センター

- 2 所在地 福島市五月町四番二十五号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(建築住宅課)

福島県告示第五百六十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年八月十九日次のとおり指定した。

平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称

住所

指定の有効期間

売りさばきの場所

和泉 重

福島市渡利字岩根

平成二十二年八月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで

福島市渡利字岩崎町

町一六番地の五

二二番地の一

(出納総務課)

公 告

公告第三百十六号

平成二十二年身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験及び福島県市町村立学校事務職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 試験の種類(区分)及び採用予定人員

1 福島県職員(行政事務) 三名程度

2 福島県職員(警察事務) 一名程度

3 福島県市町村立学校事務職員 一名程度

二 受験資格

次のすべての要件を満たす者

1 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能なる者

2 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級から四級までの者

3 活字印刷文(文字の大きさは十ポイント程度)による出題に対応できる者(福祉機器の使用により対応できる者を含みます。)

4 次に掲げる試験の区分別資格に該当する者

(一) 福島県職員(行政事務) 昭和五十六年四月二日から平成五年四月一日までに

生まれた者で、日本国籍を有しているもの

(二) 福島県職員(警察事務) 昭和五十六年四月二日から平成五年四月一日までに

生まれた者で、日本国籍を有しているもの

(三) 福島県市町村立学校事務職員 平成元年四月二日から平成五年四月一日までに

生まれた者で、日本国籍を有しているもの(大学を卒業した者又は平成二十三年三月末日までに大学を卒業する見込みの者を除きます。)

試験期日

平成二十二年十月十五日(金)

受験申込受付期間

平成二十二年八月二十七日(金)から同年十月六日(水)まで

受付窓口

福島県総務部人事総室人事課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二-七〇三三)

六 問い合わせ先

福島県総務部人事総室人事課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二-七〇三三)

福島県総務部人事総室人事課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二-七〇三三)

福島県教育庁教育総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二-七五五)

福島県教育庁学校経営支援課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二-七七七一)

福島県警察本部警務部警務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二-二一五一)

福島県人事委員会事務局採用給与課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一-二一七五九〇)

(人事課)

公告第三百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月十七日

二 名称

特定非営利活動法人環境改善協会

三 代表者の氏名

三浦 誠

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市本内南下釜四番地の六

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及び高齢により日常生活を営むことに支障がある人達が増加し限界集落化の方向に進み老いる町内会は現実のものとして忍び寄っています。「動物によるアシストする」動物介在療法ホースセラピーによる有酸素運動が生活習慣病

の予防及び、うつ症状の改善や認知症の予防、機能回復、自閉症等に有効との実験結果もある中でその情操教育がハンディを持つ人達を生まれてきた喜びを感じながら自立した生活が送れるよう支えること及び地域貢献活動による雇用促進対策を目的とする。

(文化振興課)

公告第三百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十二年八月二十日

二 名称

特定非営利活動法人喜多方親の会

三 代表者の氏名

岩本 義昭

四 主たる事務所の所在地

福島県喜多方市市上江三千六百四十六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人たちが、地域で生きがいを持ちゆたかな暮らしを実現するために必要な事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年八月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
安達土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 松本 秀

同 渡邊 永治

同 野地 久夫

同 斎藤 寅士

同 穴戸 貞之

同 菅沢 憲藏

住所

二本松市油井字福岡一〇五番地

同 市吉倉字宮下二〇番地

同 市下川崎字東北六二番地

同 市油井字硫黄田三三番地

同 市油井字油井町一四番地

同 市油井字証掘屋敷六番地

福島県選挙管理委員会

同	斎 貞寛	同	市垣子内一一番地
同	菅澤 順	同	市渋川字後座内六一番地
同	上田 泉次	同	市渋川字二本柳五八番地
同	服部 光治	同	市米沢字川原田三七番地
同	安齋 富恵	同	市上川崎字坂ノ下五六番地
同	安齋 彌吉	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	菅野 勝己	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 善一郎	同	市小沢字六角五五番地
同	野地 忠行	同	市下川崎字古城内三〇番地
同	遠藤 金夫	同	市小沢字北洞八八番地
同	野地 太郎	同	市下川崎字古城内三二番地
同	渡邊 由隆	同	市吉倉字広田七五番地
同	官野 直藏	同	市油井字前作一二三番地
同	菅野 貞寛	同	市垣子内一一番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字証掘屋敷六番地
同	穴戸 貞之	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地
同	菅沢 憲藏	同	市油井字油井町一四番地
同	菅野 寅士	同	市油井字硫黄田三三番地
同	渡邊 永治	同	市油井字油井町一四番地
同	野地 久夫	同	市吉倉字宮下二〇番地
同	松本 秀	同	市下川崎字東北六二番地
同	理事 氏名	同	市上川崎字七尋石五六番地
同	就任した役員	同	市上川崎字下種田一五一番地
同	菅野 貞寛	同	市小沢字六角五五番地</

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十二年八月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
特定医療法人星会介護老人保健施設ライフケア鶴賀	特定医療法人明智会介護老人保健施設ライフケア鶴賀	平成二十二年七月八日
社会福祉法人会津療育会身体障害者療護施設アガッセ 会津若松市神指町大字北四合字榎木檀五五一番地	社会福祉法人会津療育会身体障害者療護施設アガッセ 会津若松市神指町榎木檀七三番地	平成二十五年二月二五日
社会福祉法人養護老人ホーム会津長寿園	養護老人ホーム会津長寿園	平成二十二年七月二三日

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二十六号）第六十七條第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年八月二十七日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田幸徳

一 保護区域

小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業（さけ角網漁業を含む。）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって

囲まれた区域

- 二 漁業の禁止
一 保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸にかご漁業、機船船びき網漁業、はもかご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。
- 三 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十二年九月一日から平成二十三年八月三十一日までとする。